

青梅市立学校施設のあり方審議会市民委員募集要領

1 目的

この要領は、青梅市立学校施設のあり方審議会条例（令和5年条例第17号）第3条第1項第6号に規定する委員（以下「市民委員」という。）の募集に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 応募資格

市民委員に応募することのできる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 青梅市の区域内に住民登録をしている者
- (2) 応募の時点において満18歳以上の者
- (3) 青梅市の他の付属機関等の委員でない者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者
- (5) 青梅市議会議員または青梅市職員でない者
- (6) 青梅市立学校施設のあり方審議会の会議に出席が可能な者

3 応募方法

- (1) 市民委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、募集期間内に、次に掲げる事項を記載した応募申込書を、持参、郵送または電子メールにより青梅市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

ア 住所、氏名、生年月日、性別、電話番号および電子メールアドレス

イ 応募動機について記載したもの（400字程度）

- (2) 前号の規定により提出された応募申込書は、返却しないものとする。

4 募集人数

募集人数は、男女各2人以内とする。ただし、性別ごとの応募人数がこれに満たない場合は、この限りでない。

5 選考方法等

- (1) 一次選考は、書類審査とする。
- (2) 書類審査の結果、審査に合格した者が募集人数を超えた場合には、公開抽選により決定する。
- (3) 選考結果は、応募者宛てに書面で通知する。

6 募集期間

募集期間は、募集開始の日から起算して3週間とする。

7 庶務

市民委員の募集に関する庶務は、教育総務担当課において処理する。

8 その他

この要領に定めるもののほか、市民委員の募集に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

9 実施期日

この要領は、令和5年4月12日から実施する。